

設置場所等

1 設置場所、設置設備及び設置時期

所管	設置場所	設置設備と容量	設置予定時期
大島町	愛らんどセンター 御神火温泉 (大島町元町仲の原1-8)	地中熱利用設備： 既存空調設備が6系統(冷房:445kW、暖房 505kW程度)、このうち最低3系統(冷房:140kW、暖房:157kW程度)	令和7年度
小笠原村	地域福祉センター (小笠原村父島字奥村)	小型風力発電機:0.4~5.0kW 1基 蓄電池設備:10kWh程度	令和7年度
	奥村交流センター (小笠原村父島字奥村)	小型風力発電機:0.4~5.0kW 1基 蓄電池設備:10kWh程度	
	海洋センター※ (小笠原村父島字屏風谷)	小型風力発電機:0.4~5.0kW 1基 蓄電池設備:10kWh程度	

設置場所は、令和5年度「島しょ地域における再エネ拡大検討調査及び小規模実装事業検討等業務委託」に基づき選定した。※小笠原村と調整のうえ変更

設置設備と容量は、想定規模であり、詳細は「島しょ地域における再エネ拡大検討調査及び小規模実装事業検討等業務委託」報告書を参照すること。

本事業の合計額が予定額の上限を超過した場合は、実施事業者の負担となる。

なお、設置場所の事前調査において本表の設備の設置が困難であることが判明した場合は、都、設置場所の所管者及び実施事業者の間で協議の上、設置場所、設備容量等について決定する。

本資料による定めのない事項・疑義が発生した事項は都、設置場所の所管者及び実施事業者にて協議し決定する。

2 実施事項

設置設備	設置場所	実施事項
地中熱利用設備	愛らんどセンター 御神火温泉	<ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用設備を設置すること ・熱応答試験を実施し、適切な地中熱利用方式、地中熱ヒートポンプの性能及び地中熱交換

		<p>機の規模を決定すること。その際、熱の移流を利用したセミクローズドループ方式(地下水移流型熱交換器)も検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱交換井の掘削間隔は、「官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案)(国土交通省)」によること ・地中熱交換機の埋設(掘削)箇所を大島町と調整すること ・地中熱利用システムの導入効果を都民に伝えるため、空調への地中熱の使用及び地中熱の採熱・放熱量等をモニター等により表示すること ・地中熱ヒートポンプは塩害防止のため、屋内に設置すること ・地中熱利用設備を導入後、地中熱利用エリアにおける既存空調設備(室外機)を撤去すること ・掘削機の搬入時期によっては、工程が遅れる可能性があるため、フロントローディングにて進めること ・環境影響評価(工事用車両や建設機械の稼働による騒音、振動及び粉じんの調査等)を実施し、工事中及び供用開始後に想定される影響の大きさを検討するとともに、必要な対策を講じること ・地下埋設物との干渉を調査し、既設埋設物に影響を与えないよう施工すること ・関連する法規制や事業の実施に際して必要な手続き等を整理し、許認可を取得すること
<p>小型風力発電設備</p>	<p>地域福祉センター 奥村交流センター 海洋センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型風力発電設備を設置すること ・風車の選定、定格出力等は、設置場所調査(風況、規制、建物強度等の確認)のうえ、決定すること ・各設置場所において、異なる方式の風車の設置を検討すること ・台風対応及び突風時の停止機能があること

		<ul style="list-style-type: none"> ・バードストライクの対策を講じること ・必要に応じて、既設の太陽光発電設備の制御盤を改修し、小型風力発電設備との協調を図ること ・既存の太陽光発電設備の更新や太陽光によって発電した電力分を考慮するなど、施設全体の在り方を見据えて導入すること ・必要に応じて、系統接続協議を行うこと ・景観への影響に配慮すること ・環境影響評価(工事用車両や建設機械の稼働による騒音、振動及び粉じんの調査等)を実施し、工事中及び供用開始後に想定される影響の大きさを検討するとともに、対策を講じること ・関連する法規制や事業の実施に際して必要な手続き等を整理し、許認可を取得すること <p>【蓄電池設備の要求性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の種類、容量等は、設置場所調査(設置場所の負荷、既設太陽光発電設備の容量等)のうえ、決定すること ・類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等(JISC 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書(モジュール以上))の提出が可能なものであること。 ・必要に応じて、パワーコンディショナー、インバータ等の機器を設置すること
(上記設備に共通して) 計測装置		<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点にて効果検証に必要な計測ログが採取できること ・各設備のシステムと連携し効果検証に必要な指令が出せること